






# 介護分野で働いてみませんか？

# 介護分野就職支援金のご案内

## 介護職の「介護分野就職支援金」とは

- ▶ 介護のお仕事に就職するための準備経費に係る費用について、**最大20万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間（在職730日以上かつ従事360日以上）介護職員の業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。

<p>たとえば、 このような費用に ご利用いただけます。</p> <p>※この他にもご利用いただける費用がありますので、詳細についてはお問い合わせください。</p>		
	子どもを預けるための費用	研修会受講料や図書費、 介護福祉士試験受験手数料等
		
転居に伴う費用	通勤用自転車・バイク等購入費	介護ウエアなどの業務用被服費

## ご利用条件について

次の要件を全て満たす方が「介護分野就職支援金」の対象です。

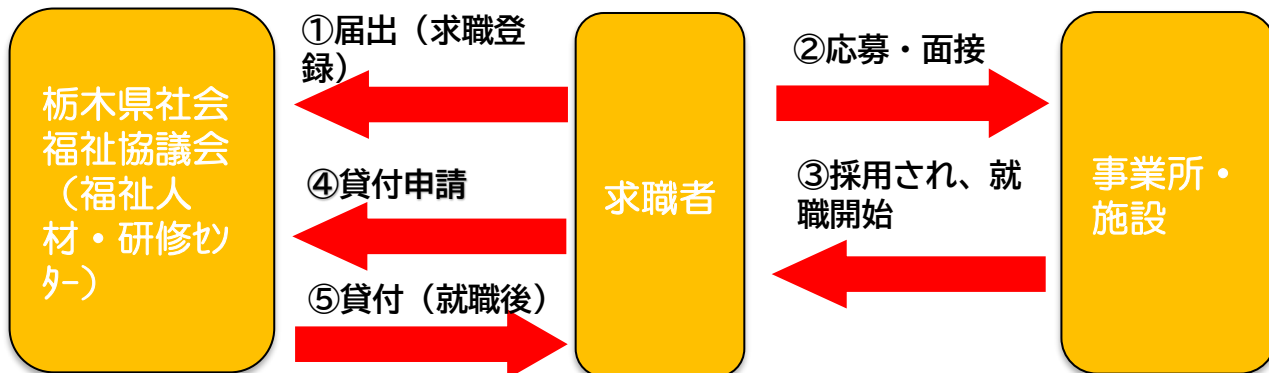
- (1) 介護職員初任者研修等所定の研修（※1）を受講し、修了した方（※2）
- (2) 令和3年4月1日以降、介護保険サービス事業所に就労した又は就労を予定している方
- (3) 栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに届出・登録（※3）を行い、介護分野就職支援金利用計画書を提出した方
- (4) 再就職準備金又は障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

- ※1 介護職員初任者研修以外の所定の研修は、介護福祉士実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、訪問介護員（ホームヘルパー）1級及び2級、介護福祉士資格取得者が対象
- ※2 就労と同時に研修を受講し、事後に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にご相談ください。
- ※3 令和3年4月から令和3年10月の就労者はこの限りではない。

## 返還の免除について

介護職員の業務に2年間（在職730日以上かつ従事360日以上）従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

## 貸付までの流れ



※免除要件を満たさない場合は、返還となります。

## 申請方法

### STEP 1

介護職員として就職する日までに栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに「届出書 (兼求職登録票)」と「就職支援金貸付利用計画書」を提出してください。

※福祉人材・研修センター窓口または県内ハローワークでの「福祉のお仕事出張相談 (宇都宮を除く各ハローワークで月1~2回実施)」窓口にご直接お越しください。貸付申請書等はその際お渡しします。

### STEP 2

勤務開始後、1カ月以内に福祉人材・研修センターに貸付申請書等を提出してください。(令和3年度に限り、令和3年4月1日就職者まで遡り申請を受け付けますので、申請の際は事前に連絡して下さい。)

## 就職する日までに提出する書類

- ①届出書 (兼求職登録票)
- ②就職支援金貸付利用計画書

## 申請時に必要な書類

- ①就職支援金貸付申請書
- ②本人・家族 (所得のある方のみ) の直近の所得金額を証する書類 (源泉徴収票の写し等)
- ③連帯保証人の直近の所得金額を証する書類 (源泉徴収票の写し等)
- ④介護職員初任者研修以上の研修修了書の写し  
※就職と同時に研修受講する場合には、研修修了時に提出
- ⑤住民票 (世帯全員の記載があるもの、マイナンバーは不要)
- ⑥業務従事証明書



## お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階

TEL : 028-643-3300 / FAX : 028-623-3340